

H21. 4. 1現在 県内市町村別 技能労務職の職員数及び給与の状況(市分)

団体名	全職種						うち清掃			うち学校給食員			うち用務員			市町村名
	H21 技能労務 職員数	H21 平均給与 月額(円)	H21 平均年齢 (歳)	H20 技能労務 職員数	H20 平均給与 月額(円)	H20 平均年齢 (歳)	平均給与 月額(円)	類似民間 データ比	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(円)	類似民間 データ比	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(円)	類似民間 データ比	平均年齢 (歳)	
国	4,429	322,737	49.2	4,784	320,623	48.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国
奈良県	204	416,960	48.5	274	413,894	47.3	-	-	-	416,000	1.42	55.9	405,693	1.90	51.0	奈良県
奈良市	514	439,039	47.2	545	431,123	47.1	501,078	1.67	45.8	350,097	1.20	49.8	386,794	1.81	48.6	奈良市
大和高田市	97	352,698	43.7	99	347,623	43.3	379,182	1.26	41.5	319,961	1.09	49.0	330,667	1.55	40.2	大和高田市
大和郡山市	77	366,011	43.1	81	365,905	43.0	384,702	1.28	43.3	312,786	1.07	41.4	*	*	*	大和郡山市
天理市	75	356,166	50.2	87	357,363	49.8	346,167	1.15	38.7	328,260	1.12	54.1	385,176	1.80	52.2	天理市
橿原市	114	371,532	39.5	119	365,122	39.3	402,318	1.34	39.7	281,166	0.96	38.3	457,675	2.14	49.0	橿原市
桜井市	94	333,852	42.4	98	327,716	41.6	334,356	1.12	38.8	312,193	1.07	43.9	355,376	1.66	52.3	桜井市
五條市	34	305,044	48.1	37	303,423	48.0	323,325	1.08	42.9	*	*	*	293,400	1.37	51.3	五條市
御所市	50	358,556	40.9	55	332,285	40.8	383,191	1.28	40.5	-	-	-	-	-	-	御所市
生駒市	37	356,070	42.3	39	362,320	42.2	438,570	1.46	46.1	311,373	1.06	39.5	*	*	*	生駒市
香芝市	66	337,343	47.8	69	336,326	47.4	368,735	1.23	47.3	296,700	1.01	50.3	320,916	1.50	51.1	香芝市
葛城市	25	322,644	48.2	27	349,983	47.3	351,482	1.17	47.2	238,820	0.82	54.7	-	-	-	葛城市
宇陀市	108	333,017	49.2	108	330,056	48.3	-	-	-	341,941	1.17	50.4	*	*	*	宇陀市
県内市平均	108	352,664	45.2	114	350,770	44.8	383,010	1.28	42.9	309,330	1.06	47.1	361,429	1.69	49.2	県内市平均
全国平均	-	-	-	-	-	-	421,800	1.41	45.2	342,700	1.17	47.6	372,800	1.74	49.3	全国平均
類似民間データ	-	-	-	-	-	-	299,900	(全国平均)	44.2	292,500	(県平均)	40.1	214,000	(全国平均)	54.5	類似民間データ

●奈良県においては平成21年4月に給料表を同職種の国家公務員に適用される行政職俸給表(二)に準じたものに改定し、給料表の最高額を約2割引き下げた。
現在は経過措置として見直し前の額を保障しているが、平成25年度以降は段階的に下げていく。

(参考)平成21年 国家公務員の年齢階層別平均給与月額(行政職俸給表(二)の適用を受ける技能労務職員)

28歳以上32歳未満	36歳以上40歳未満	44歳以上48歳未満	52歳以上56歳未満
255,368円	303,314円	328,237円	332,639円

- ※1 類似民間データは非常勤職員のデータを含んだ賃金構造基本統計調査の直近3カ年(平成18年~平成20年)の平均数値であり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職員データと完全に一致しているものではなく、あくまでも一つの参考として利用しているものである。
- ※2 上記の平均年齢及び平均給与月額については総務省の公表数値に基づくものであるため、各団体が公表している数値と異なる場合がある。
- ※3 平均給与月額には超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当及び交替手当)を含む。
- ※4 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1~2人の場合は、当該団体の欄はアスタリスク(*)とし、その他数値のない欄についてはハイフン(-)としている。
- ※5 全国平均は総務省が公表している全都道府県・指定都市・市・町村・特別区の平均を指す。